

平成 2 5 年

第 1 回市議会定例会 議案第 3 3 号

函館市職員定数条例の一部改正について

函館市職員定数条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 5 年 2 月 2 8 日提出

函館市長 工 藤 壽 樹

函館市職員定数条例の一部を改正する条例

函館市職員定数条例（昭和 2 4 年函館市条例第 3 6 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号ウ中「9 2 7 人」を「1, 0 2 7 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

職員の定数を改正するため

【資料】

(単位：人)

区 分	現定数	増減数	新定数
(1) 議 会 事 務 局	15		15
(2) 市 長 の 補 助 機 関			
ア 一 般 部 局	1,382		1,382
イ 企 業 局	266		266
ウ 病 院 局	927	100	1,027
計	2,575	100	2,675
(3) 教 育 委 員 会	382		382
(4) 選 挙 管 理 委 員 会	8		8
(5) 監 査 事 務 局	8		8
(6) 公 平 委 員 会			
(7) 農 業 委 員 会	10		10
(8) 固 定 資 産 評 価 審 査 委 員 会			
合 計	2,998	100	3,098